

# 令和7年度 保育施設等及び児童福祉施設等に係る指導検査実施方針 及び指導検査実施計画

## 1 基本方針

区は、これまで「世田谷区子ども計画」や「子ども子育て応援都市宣言」に基づき、待機児童解消に向けた認可保育施設の整備等を着実に進めてきた。

一方で、令和2年4月の児童相談所開設に伴い、児童福祉法に基づく保育施設の指導監督などの権限の移管を受け、区が指導監督する保育施設は急増し、認可・認可外を問わず、これら全ての保育施設の運営における「質の確保・向上」を図ることは喫緊の課題である。とりわけ、昨今、保育施設で虐待（不適切保育）事案や睡眠時間帯の子どもの死亡事故が発生しており、子どもの人権及び安全に配慮した保育の実践を担保、徹底するため、保育施設に対する指導検査は一層重要な役割を担っている。

また、児童養護施設及び母子生活支援施設等の社会的養護の施設等は、子どもの最善の利益を守るため、日々の暮らしや自立を支える役割を果たさなければならない。

以上のことから、児童福祉法、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の関係法令に照らし、認可保育施設及び児童福祉施設等に対する一般指導検査並びに東京都認証保育所及びその他の認可外保育施設に対する立入調査（以下「一般指導検査等」という。）を実施し、施設等の運営状況を具体的に明らかにする。その上で必要な助言及び指導又は是正の措置を講ずることにより、施設・事業の適正な運営及び保育サービスの質の確保並びに利用環境の向上を図ることに主眼を置いて実施する。

加えて、重大な法令・基準等の違反、不適切な保育サービスの提供の疑いがある場合には、子どもの権利を擁護し、区民の信頼を維持するために、速やかに特別指導検査又は特別立入調査（以下「特別指導検査等」という。）を実施し、関係部課とも連携を図りながら、必要な是正を求める。

さらに、施設等がより緊張感をもって保育を行うようにするため、指導検査の実施結果についてはホームページ等を通じて公表し、保育等の質の向上を図るとともに、区民が施設を選択するための一助となるよう情報提供を進めていく。

## 2 一般指導検査等の重点項目

### （1）運営管理関係

#### ① 職員の確保及び処遇

ア 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。

イ 職員の状況を把握するため、雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。

ウ 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。

エ 職員の資質向上のための取組みを適切に行っているか。

#### ② 安全対策の徹底

[共通事項]

- ア 消防計画に基づく防火設備の配備、避難訓練等の防災対策が徹底されているか。
- イ 策定した安全計画に基づく取組み、研修、安全点検等を行っているか。
- ウ 児童の送迎、施設外での活動等のために自動車を運行する場合は、児童の所在の確認を徹底しているか。

[保育施設等]

- ア 在籍児童に見合う基準面積が確保されているか。
- イ 施設の設備構造について、法令等に定められた保育を実施するために必要な基準が確保されているか。

[児童養護施設等]

- ア 非常災害対策に対する具体的な計画を策定し、広域避難場所の周知徹底、備蓄物品の管理など、地震等災害発生時の安全確保や備えが図られているか。
  - イ 食中毒・感染症（特に、新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157、レジオネラ菌及びノロウイルス）予防対策が徹底されているか。
  - ウ 事件・事故の発生の予防や発生した場合の迅速、的確な対応が図られているか。
- ③ 苦情対応の体制整備の徹底（認可外保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等是一部除く。）
- ア 苦情対応の仕組みの利用者等への周知、第三者委員の設置などがされているか。
  - イ 利用者等からのサービスに係る苦情内容及び対応結果が定期的に公表されているか。
- ④ 個人情報の適切な取扱いの確保
- 個人情報の保護に関する法律、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（平成28年個人情報保護委員会告示第6号）等に則った個人情報の適正な取扱いが確保されているか。

(2) 保育・支援内容関係

[保育施設等]

① 保育所保育指針の徹底

- ア 児童の人権に配慮した適切な保育と虐待行為等を防ぐための取組みが行われているか。
- イ 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画の作成等がなされているか。

② 児童一人ひとりに応じた保育の徹底

- ア 児童の健康状態の把握が適正になされているか。
- イ アレルギー児等の児童の状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

③ 安全対策の徹底

- ア 乳幼児突然死症候群（SIDS）の発症率を低くする取組み及びベビーセンサー等の機器の活用も含めた睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- イ 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- ウ プール活動・水遊びや園外保育時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。
- エ 上記③ア～ウにかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- オ 食中毒・感染症（特に、新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157及びノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

[児童養護施設等]

① サービス提供の充実

- ア サービスに係る計画に基づいてサービスが提供されているか。
- イ 入所者等の個別の状況に応じたサービス提供の計画が策定されるとともに必要の都度見直されているか。
- ウ サービスの提供内容は、自立支援につながるものとなっているか。

② 入所者等の人権に配慮した処遇

- ア 入所者等に対し、施設従事者等による虐待行為等の不適切な対応がないか。
- イ 適切な虐待防止策が取られているか。

③ 預り金の適正管理

入所者等の預り金を管理している場合、適切な管理が行われているか。

④ 入所者の健康管理

- ア 健康管理に関して必要な措置が講じられているか。
- イ 食中毒・感染症（特に、新型コロナウイルス、インフルエンザ、腸管出血性大腸菌O157及びノロウイルス）予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係（認可外保育施設及び特定子ども・子育て支援施設等は一部除く。）

① 適切な会計処理の徹底

- ア 会計基準等に従った適正な会計処理が行われているか。
- イ 計算書類等が適正に作成されているか。
- ウ 資金異動等に係る経理は、関係通知等に基づき適正に行われているか。

② 管理組織の確立

- ア 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。
- イ 資産管理が適正に行われているか。

③ 契約事務の適正化

- ア 契約締結の必要性を文書により明確化し、契約の透明性、正当性を第三者にも証明し得るものとしているか。
- イ 契約締結に当たっては、入札の実施により透明性を確保しているか。また、随意契約は、関係通知等により認められた範囲において適切に実施しているか。

④ 保育料の徴収額の確認（認証保育所のみ）

- ア 認証保育所の保育料の徴収額が、実施要綱に定める限度額を超えていないか。

### 3 特別指導検査等の重点項目

#### (1) 運営管理関係

法令等を順守した施設運営を行っているか。

#### (2) 保育・支援内容関係

[保育施設等]

保育内容は、入所する児童の心身の健全な発達を図るものとして、良質かつ適切なものか。

[児童養護施設等]

利用者支援は、個人の尊厳の保持を旨とし、利用者が心身ともに健やかに育成され、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものか。

#### (3) 会計経理関係

会計基準や関係通知等に則った適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

### 4 実施計画

#### (1) 対象施設・事業

[保育施設等]

- ① 認可保育所
- ② 認定こども園
- ③ 一時預かり事業
- ④ 家庭的保育事業
- ⑤ 小規模保育事業
- ⑥ 事業所内保育事業
- ⑦ 居宅訪問型保育事業
- ⑧ 認証保育所
- ⑨ 認可外保育施設
- ⑩ 特定子ども・子育て支援施設等

[児童養護施設等]

- ① 児童養護施設
- ② 母子生活支援施設
- ③ 里親支援センター

#### (2) 実施形態

[一般指導検査等]

##### ① 集団指導

対象施設・事業種別ごとに日程を定め、一定の場所に集めて講習等の方法により実施する。

## ② 実地検査

### ア 実施方法

施設・事業種別ごとに日程を定め、施設又は事業を行う場所（以下「施設等」という。）に赴き実施する。また、必要に応じて設置者等の関係者に来庁を求め実施する。

### イ 実施単位

施設・事業を単位として実施する。

### ウ 班編成

実地検査における1検査班当たりの検査員は、2人以上とする。また、施設・事業の状況により専門職員を加えて実施する。

### エ 実施通知

世田谷区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び家庭的保育事業等に係る指導検査実施要綱第12条、世田谷区児童福祉施設等指導検査実施要綱第10条又は認可外保育施設に対する指導監督要綱第8条の規定に基づき実施する。

### オ 対象施設・事業及びスケジュール

原則として、年度当初に決定する。

## [特別指導検査等]

## ① 実地検査

### ア 実施方法

施設・事業種別ごとに日程を定め、施設等に赴き実施する。また、必要に応じて施設等の関係者に来庁を求め実施する。

### イ 実施単位

施設・事業を単位として実施する。

### ウ 班編成

実地検査における1検査班当たりの検査員は、原則として3人以上とする。また、施設・事業の状況により専門職員を加えて実施する。

### エ 実施通知

世田谷区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業及び家庭的保育事業等に係る指導検査実施要綱第18条、世田谷区児童福祉施設等指導検査実施要綱第12条又は認可外保育施設に対する指導監督要綱第8条の規定に基づき実施する。

### オ 対象施設・事業及び日程

対象施設・事業及び日程は適宜決定する。

## (3) 実施対象施設・事業及び優先すべき施設

### ① 実施対象施設・事業

令和7年4月1日時点に区内に存する施設・事業とする。ただし、年度途中に開設した施設・事業についても、必要があると認められた場合は実施の対象とす

る。

② 優先すべき施設

- ア 過去の一般指導検査等及び特別指導検査等（以下「指導検査等」という。）において、指摘事項の改善が図られていない施設又は改善の状況を確認する必要がある施設
- イ 苦情、通報等が多く寄せられている施設又はその内容から特に児童の安全面に配慮を要する施設
- ウ 新規に開設した施設
- エ 一定の期間にわたって、指導検査等を実施していない施設
- オ 当該施設を運営する社会福祉法人が指導検査の時期に当たる施設（但し、当該施設及び社会福祉法人の指導検査を併せて所管するものに限る。）
- カ 施設調査書を提出していない施設（保育施設等、児童養護施設等）
- キ その他指導検査等の実施が必要と判断される施設